

静岡産業大学学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、本学園創立の精神に基づく人間教育を行い、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養すると共に深く専門学術の理論および応用を教授研究することにより、高邁な識見と実践力に富む人材を育成し、地域産業の振興と地方文化の発展に貢献することを目的とする。

第2章 学部、学科、学生定員及び修業年限

(学部学科及び学生定員)

第2条 本学において設置する学部、学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員 (3年次)	收容定員
経 営 学 部	経 営 学 科	280人	10人	1,140人
	心 理 経 営 学 科	70人	—	280人
	計	350人	10人	1,420人
ス ポ ー ツ 学 部	ス ポ ー ツ 学 科	120人	—	480人
	計	120人	—	480人

(教育研究上の目的)

第2条の2 本学の学部及び学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

2 経営学部は、経営学とその周辺学問を修めることにより専門知識と分析力・洞察力を有し、それをもって組織の課題解決と創造的マネジメントを可能にする人材、さらに、幅広い教養、自ら成長する力、責任感及び発想力を培うことで、地域社会の持続的創生・発展に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(1) 経営学科は、多様化・複雑化する現代の企業経営に関する「理論的学習」と産業界との連携による「実践的学習」により、実際のビジネスの現場で応用し活用できる能力を修得するとともに、人格的に優れ、ビジネス感覚と幅広い教養を身につけた次世代のビジネスリーダーを育成することを目的とする。

(2) 心理経営学科は、経営や心理、保育に関する理論的・実践的な学習により、ビジネ

ス心理、組織行動の心理及び子どもの情操心理を理解し、それをさまざまな状況での意思決定や子ども保育に応用し、人間の種々な行動変容に結びつけることができる能力を養うとともに、さまざまな組織や企業における人間関係のストレス問題の解決に、心理学的手法を用いて貢献しうる人材を育成することを目的とする。

- 3 スポーツ科学部スポーツ科学科は、一生涯、心身ともに健康で文化的な生活を送ることができる社会を構築するため、年齢、性別、障害の有無を問わず、いつでも誰でもスポーツ文化に関わり豊かな人生を送ることができるよう、地域社会において中核的な役割を担う指導的な人材を育成することを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第3条 学部の修業年限は、4年とする。

- 2 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、第12条（編入学）から第12条の3（再入学）までの規定により入学した学生は、第12条の4（編入学等の場合の取扱い）の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第4条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第5条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、授業期間については、年度毎に定める学年暦によるものとする。

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。ただし、春季、夏季及び冬季休業日の期間は、年度毎に定める学年暦によるものとする。

日 曜 日

創立記念日 5月25日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

春季休業日

夏季休業日

冬季休業日

- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更し、または臨時の休業日を定めることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、休業日に授業を行うことができる。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第7条 入学及び編入学の時期は、学年の始めとする。ただし、教育上支障がないときは、後期に入学させることができる。

(入学資格)

第8条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他本大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第9条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

- 2 前項の書類の提出の時期、方法及び提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選抜)

第10条 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

2 前条の入学志願者については、「静岡産業大学入学者選抜規程」により選抜し、学長が合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第11条 前条により合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出すると共に所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第12条 本学への編入学を志願する者があるときは、第2条(学部学科及び学生定員)に定める編入学定員の他は、欠員のある場合に限り、選考の上、学長は3年次または2年次に入学を許可することができる。

2 編入学について必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第12条の2 他の大学に在学している者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の意見を聴き、学長は相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第12条の3 第13条(退学)の規定による退学者及び第17条(除籍)第3号の規定による除籍者が同一学部にて再入学を願い出たときは、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の意見を聴き、学長は相当年次に入学を許可することができる。

(編入学等の場合の取扱い)

第12条の4 前3条の規定により入学を許可された者の卒業に要する授業科目及び単位数並びに在学すべき年数については、当該学部教授会の意見を聴き、学長が決定する。

(退学)

第13条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第14条 疾病その他やむを得ない事情により3か月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第15条 休学の期間は前期または後期を区分とし、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続きさらに1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学の期間は、第3条（修業年限及び在学年限）第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第16条 休学期間を満たした者は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学部及び転学科)

第16条の2 学生が他の学部に転学部または同一学部の他の学科に転学科の志願をしようとするときは、その所属する学部長に願い出て、教育上支障がない場合に限り、別に定めるところにより選考の上、教授会の意見を聴き、学長の許可を得なければならない。

2 前項の規定により転学部または転学科した者の卒業に要する授業科目及び単位数並びに在学すべき年数については、当該学部教授会の意見を聴き、学長が決定する。

(留学)

第16条の3 本学において教育上有益と認めるときは、外国の大学等に留学し学修することを認めることができる。

2 留学について必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第17条 次の各号の一に該当する者は、当該学部教授会の意見を聴き、学長が除籍する。

(1) 第3条（修業年限及び在学年限）第2項に定める在学年限を超えた者

(2) 第15条（休学の期間）第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 死亡または長期にわたり行方不明の者

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第18条 授業科目の区分は、基礎教育科目及び専門教育科目とし、これを必修科目、選択科目及び自由科目に分けて、各年次に配当する。

2 授業科目の種類、配当年次、単位数は、経営学部については別表1、スポーツ科学部については別表2のとおりとする。

3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行うものとする。

4 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

5 前項の授業の方法により修得する単位数は、第28条（卒業に必要な単位数）に定める卒業に必要な単位数のうち、60単位を超えないものとする。

（教職課程）

第18条の2 教育職員免許法による免許状を取得しようとする者は、同法及び同法施行規則に定める科目の単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

学 部	学 科	免 許 状 の 種 類	免 許 教 科
スポーツ科学部	スポーツ科学科	中学校教諭一種免許状	保健体育
		高等学校教諭一種免許状	保健体育

3 教職課程の履修に関して必要な事項は、別に定める。

（保育士養成課程）

第18条の3 児童福祉法による保育士資格を取得しようとする者は、同法及び同法施行規則に定める科目の単位を修得しなければならない。

2 保育士に関する科目の種類、配当年次、単位数は、別表3のとおりとする。

3 保育士養成課程の履修に関して必要な事項は、別に定める。

（授業期間）

第19条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

（単位の計算方法）

第20条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第21条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 前項の試験に関して必要な事項は、別に定める。

(学習の評価)

第22条 試験等の評価はS、A、B、C、Dをもって表し、C以上を合格とする。

(放送大学)

第23条 放送大学との単位互換契約に基づき、放送大学で修得した単位については、本学において修得したものと認定することができる。

(他の学部における授業科目の履修等)

第23条の2 教育上有益と認めるときは、他学部との協議に基づき、学生に他学部の授業科目を履修させることができる。他学部の履修について必要な事項は、別に定める。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

第24条 教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより、他大学(第23条の放送大学を含む。)または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第16条の3(留学)に基づき外国の大学等に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第25条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第26条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、当該学部教授会の意見を聴き、本学に入学した後、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する

学修を、当該学部教授会の意見を聴き、本学における授業科目の履修とみなし、本学のでめるところにより単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第24条第1項及び第25条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第27条 削除

第6章 卒業

(卒業に必要な単位数)

第28条 本学を卒業するためには、経営学部については別表1並びに別に定める卒業要件により、スポーツ科学部については別表2並びに別に定める卒業要件により、それぞれ124単位以上を修得しなければならない。ただし、自由科目については、卒業に必要な単位数に算入しない。

(卒業及び学士)

第29条 本学に4年(第12条(編入学)から第12条の3(再入学)までの規定により入学した者については、第12条の4(編入学等の場合の取扱い)の規定に定められた在学すべき年数)以上在学し、前条に定める単位数を修得した者については、当該学部教授会の意見を聴き、学部長が当該学科の課程を修了したことを認定し、学長が卒業を認証する。

- 2 卒業した者には学士の学位を授与し、学位記に専攻分野を下記のとおり付記する。

経営学部	経営学科	学士(経営学)
	心理経営学科	学士(心理経営学)
スポーツ科学部	スポーツ科学科	学士(スポーツ科学)

- 3 卒業の時期は、学年または学期の終わりとする。

第7章 授業料等納付金

(納付金の額)

第30条 授業料、施設設備費、実習費及びスポーツ研究実験費(以下「授業料等」という。)並びに入学金及び入学検定料の額は、別に定める。

(授業料等の納付)

第31条 授業料等は、前期にあつては4月30日まで、後期にあつては10月31日までに納付

しなければならない。ただし、新たに入学手続をとる者については、指定期日までに納付しなければならない。

(授業料等の減免)

第32条 品行が方正であって成績が優秀と認められる者については、特待生として入学金及び授業料等を減免することができる。

2 前項の特待生の選考等については、別に定める。

(授業料等の延納)

第33条 経済的事由により授業料等の納付が困難と認められる者については、別に定めるところにより、授業料等を延納させることができる。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第34条 学期の途中で退学しようとする者については、当該学期分の授業料等を納付しなければならない。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第35条 休学を許可され、または命ぜられた者の休学期間中の授業料等は徴収しない。ただし、当該期間中、在籍料として各学期ごと60,000円を納付しなければならない。

第36条 削除

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第37条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料等を納付するものとする。

(納付金の返還)

第38条 既納の納付金は、原則として返還しない。

第8章 教職員組織

(教職員組織)

第39条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手等の教員、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。職制は別に定める。

2 本学に必要な応じ副学長、学部長を置くことができる。

第9章 大学協議会及び教授会

(大学協議会)

第39条の2 大学の運営及び教育研究にかかわる重要事項を審議し、かつ、各学部との連

絡・調整を図るため、本学に大学協議会を置く。

2 大学協議会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第40条 本学の各学部に教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長、副学長及び学部長が司る教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教授会の構成)

第41条 教授会は、専任の教授、准教授、講師、助教をもって組織する。

2 教授会が必要と認めるときは、教授会に他の教員及び職員を出席させることができる。

第42条 削除

第10章 社会人、外国人留学生及び帰国生徒の入学

(社会人)

第43条 第8条(入学資格)に該当する入学資格を有する社会人で、本学に入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の意見を聴き、学長は社会人入学として許可する。社会人入学の選抜方法については、別に定める。

(外国人留学生)

第44条 外国人で大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の意見を聴き、学長は外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生について、選抜方法その他必要な事項は、別に定める。

(帰国生徒)

第45条 海外から帰国した生徒で、第8条(入学資格)に定める入学資格があり、本学に入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の意見を聴き、学長は帰国生徒として入学を許可する。

- 2 帰国生徒について、選抜方法その他必要な事項は、別に定める。

第11章 科目等履修生及び特別聴講学生

(科目等履修生)

第46条 本学の特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の意見を聴き、学部長は科目等履修生として履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生には、本学則第21条（単位の授与）及び第22条（学習の評価）の規定を準用して単位を与えまたは学習の評価を行うことができる。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第47条 本学において他の大学（外国の大学を含む。）または短期大学との協議により、当該大学または短期大学の学生に特別聴講学生として本学の授業科目を履修させることができる。

- 2 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

第12章 賞 罰

(表 彰)

第48条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰する。

(罰 則)

第49条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、別に定める手続きにより、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 罰則の内容は、別に定める。

第13章 図 書 館

(図書館)

第50条 本学図書館を置く。

2 図書館に関して必要な事項は、別に定める。

第14章 公 開 講 座

(公開講座)

第51条 地域住民の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関して必要な事項は、別に定める。

第15章 附 属 機 関

(総合研究所)

第52条 本学に附属機関として総合研究所を置く。

2 総合研究所に関して必要な事項は、別に定める。

(教職センター)

第52条の2 本学に附属機関として教職センターを置く。

2 教職センターに関して必要な事項は、別に定める。

(経営研究センター)

第53条 本学経営学部に附属機関として経営研究センターを置く。

2 経営研究センターに関して必要な事項は、別に定める。

(情報デザイン研究センター)

第53条の2 本学経営学部に附属機関として情報デザイン研究センターを置く。

2 情報デザイン研究センターに関して必要な事項は、別に定める。

第53条の3 削除

(日本語教育研究センター)

第53条の4 本学経営学部に附属機関として日本語教育研究センターを置く。

2 日本語教育研究センターに関して必要な事項は、別に定める。

(保育研究センター)

第53条の5 本学経営学部に附属機関として保育研究センターを置く。

2 保育研究センターに関して必要な事項は、別に定める。

(スポーツ教育研究センター)

第54条 本学スポーツ科学部に附属機関としてスポーツ教育研究センターを置く。

2 スポーツ教育研究センターに関して必要な事項は、別に定める。

(スポーツ医科学研究センター)

第54条の2 本学スポーツ科学部に附属機関としてスポーツ医科学研究センターを置く。

2 スポーツ医科学研究センターに関して必要な事項は、別に定める。

第16章 学則の改正

(学則の改正)

第55条 この学則の改正は、大学協議会及び理事会の議決を経て行う。

第17章 雑 則

(細 則)

第56条 この学則の施行に関し、必要な事項は、大学協議会及び各学部教授会の意見を聴き、学長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成5年12月21日（文部大臣の認可の日）から施行する。
- 2 平成6年度から8年度における経営環境学科の収容定員は、第2条の規定にかかわらず次のとおりとする。

平成6年度 180人 昼間主コース 140人 夜間主コース 40人

平成7年度 360人 昼間主コース 280人 夜間主コース 80人

平成8年度 570人 昼間主コース 450人（うち編入学30人）

夜間主コース 120人

附 則（平成6年11月22日改正）

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則は、平成7年度以降に入学する者から適用し、平成6年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

附 則（平成7年6月26日改正）

この学則の変更は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成7年10月31日改正）

この学則の変更は、平成7年11月1日から施行する。ただし、第30条（授業料の額）の改正については、平成8年度以降に入学する者から適用し、平成7年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

附 則（平成8年7月23日改正）

この学則の変更は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成9年5月13日改正）

この学則の変更は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成10年2月9日改正）

この学則の変更は、平成9年12月19日（文部大臣認可の日）から施行する。ただし、第31条（授業料等の納付）の改正については、平成10年4月1日から施行するものとし、別表第1から第3までの改正については、平成10年度以降に入学する者から適用し、平成9年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

附 則（平成10年11月25日改正）

この学則の変更は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月24日改正）

この学則の変更は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年9月22日改正）

この学則の変更は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成11年11月24日改正）

- 1 この学則の変更は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第2条（学部学科及び学生定員）の規定にかかわらず、入学定員及び収容定員は、平成12年度から平成18年度までの間、次のとおりとする。

国際情報学部 国際情報学科

年度	区分	入学定員	編入学定員	収容定員
平成12年度		288人	3年次 10人	898人
平成13年度		276	3年次 10	1184
平成14年度		264	3年次 10	1148
平成15年度		252	3年次 10	1100
平成16年度		240	3年次 10	1052
平成17年度		240	3年次 10	1016
平成18年度		240	3年次 10	992

附 則（平成12年2月23日改正）

この学則の変更は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正については、平成12年度以降に入学する者から適用し、平成11年度以前に入学した者について

は、別に定める読替規程による。

附 則（平成12年 3月22日改正）

この学則の変更は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則（平成12年 4月26日改正）

- 1 この学則の変更は、平成12年 7月28日（文部大臣認可の日）から施行する。ただし、別表第 1 の改正については、平成13年度以降に入学する者から適用し、平成12年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 2 第 2 条（学部学科及び学生定員）の規定にかかわらず、入学定員及び収容定員は、平成13年度から平成18年度までの間、次のとおりとする。

経営学部 経営環境学科 昼間主コース

年度	区分	入 学 定 員	編入学定員	収 容 定 員
平成13年度		94 人	3年次 30人	811 人
平成14年度		91	3年次 30	682
平成15年度		88	3年次 12	532
平成16年度		85	3年次 12	382
平成17年度		85	3年次 12	373
平成18年度		85	3年次 12	367

附 則（平成12年 9月27日改正）

この学則の変更は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則（平成13年 3月21日改正）

この学則の変更は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則（平成13年 5月23日改正）

この学則の変更は、平成13年 4月 1日から適用する。

附 則（平成14年 2月27日改正）

この学則の変更は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則（平成14年 3月20日改正）

この学則の変更は、平成14年 4月 1日から施行する。ただし、別表第 1 の改正については、平成14年度以降に入学する者から適用し、平成13年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

附 則（平成14年 5月29日改正）

この学則の変更は、平成14年 7月 1日から施行する。

附 則（平成15年1月22日改正）

この学則の変更は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月19日改正）

この学則の変更は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月24日改正）

- 1 この学則の変更は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第2条（学部学科及び学生定員）の規定にかかわらず、収容定員は、平成16年度から平成18年度までの間、次のとおりとする。

経営学部 経営環境学科

年度	収 容 定 員	
	昼間主コース	夜間主コース
平成16年度	397 人	48 人
平成17年度	403	32
平成18年度	412	16

経営学部 情報マネジメント学科

年度	収 容 定 員	
	昼間主コース	夜間主コース
平成16年度	541 人	72 人
平成17年度	566	48
平成18年度	591	24

附 則（平成16年2月25日改正）

この学則の変更は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月17日改正）

この学則の変更は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月23日改正）

- 1 この学則の変更は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第1、第2及び第5の改正については、平成17年度以降に入学する者から適用し、平成16年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 2 第2条（学部学科専攻及び学生定員）の規定にかかわらず、収容定員は、平成17年度から平成19年度までの間、次のとおりとする。

経営学部 経営環境学科・情報マネジメント学科

年度 区分	経営環境学科収容定員		情報マネジメント学科収容定員	
	昼間主コース	夜間主コース	昼間主コース	夜間主コース
平成17年度	291 人	32 人	403 人	48 人
平成18年度	188	16	265	24
平成19年度	100	0	145	0

経営学部 経営学科・スポーツ経営学科

年度 区分	経営学科収容定員		スポーツ 経営学科 収容定員
	経営環境専攻	情報マネジメント専攻	
平成17年度	60 人	80 人	120 人
平成18年度	120	160	240
平成19年度	180	240	360

国際情報学部 国際情報学科

年度	区分	編入学定員	収容定員
平成17年度		3年次 10人	776 人
平成18年度		3年次 10	512
平成19年度		—	250

情報学部 情報デザイン学科・国際情報学科

年度 区分	収容定員	
	情報デザイン学科	国際情報学科
平成17年度	140 人	100 人
平成18年度	280	200
平成19年度	426	304

附 則（平成18年2月24日改正）

この学則の変更は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年11月22日改正）

この学則の変更は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月24日改正）

この学則の変更は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月21日改正）

この学則の変更は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月19日改正）

この学則の変更は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月28日改正）

この学則の変更は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年3月18日改正）

- 1 この学則の変更は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第30条（納付金の額）の改正については、平成22年度以降に入学する者から適用し、平成21年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 2 前項ただし書きの規定にかかわらず、平成22年度以降に編入学、転入学及び再入学する者に係る納付金の額は、当該者の入学する年次の在学生の例による。

附 則（平成21年5月27日改正）

この学則の変更は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成21年9月30日改正）

この学則の変更は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月17日改正）

- 1 この学則の変更は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第2条（学部学科及び学生定員）の規定にかかわらず、収容定員は、平成22年度から平成24年度までの間、次のとおりとする。

年度	経営学部収容定員		
	経営学科	スポーツ経営学科	計
平成22年度	540人	502人	1,042人
平成23年度	520	524	1,044
平成24年度	498	544	1,042

附 則（平成22年5月26日改正）

この学則の変更は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年10月29日改正）

この学則の変更は、平成22年10月1日から適用する。

附 則（平成23年3月23日改正）

この学則の変更は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則の変更は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び第2の改正については、平成24年度以降に入学する者から適用し、平成23年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 2 第2条（学部学科専攻及び学生定員）の規定にかかわらず、収容定員は、平成24年度から平成26年度までの間、次のとおりとする。

経営学部 経営学科・スポーツ経営学科・心理経営学科

年度 区分	経営学部 収容定員			
	経営学科	スポーツ経営学科	心理経営学科	計
平成24年度	458 人	524 人	60 人	1,042 人
平成25年度	396	524	120	1,040
平成26年度	356	504	180	1,040

附 則（平成24年5月30日改正）

この学則の変更は、平成24年5月30日から施行する。

附 則（平成25年3月27日改正）

この学則の変更は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日改正）

- 1 この学則の変更は平成26年4月1日から施行する。ただし、第30条（納付金の額）の改正については、平成27年度以降に入学する者から適用し、平成26年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 2 前項ただし書きの規定にかかわらず、平成27年度以降に編入学、転入学及び再入学をする者に係る納付金の額は、当該者の入学する年次の在学生の例による。

附 則（平成27年3月25日改正）

この学則の変更は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月27日改正）

この学則の変更は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月30日改正）

- 1 この学則の変更は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第2条（学部学科及び学生定員）の規定にかかわらず、収容定員は、平成28年度から平成30年度までの間、次のとおりとする。

経営学部

年度 区分	経営学部 収容定員			
	経営学科	スポーツ経営学科	心理経営学科	計
平成28年度	328 人	504 人	252 人	1,084 人
平成29年度	340	524	264	1,128
平成30年度	352	544	274	1,170

情報学部

年度 区分	情報学部 収容定員		
	情報デザイン学科	国際情報学科	計
平成28年度	548 人	386 人	934 人
平成29年度	524	364	888
平成30年度	504	344	848

附 則（平成29年3月29日改正）

この学則の変更は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月1日改正）

この学則の変更は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第41条（教授会の講成）第1項の改正については、平成29年10月1日から適用する。

附 則（平成30年2月14日改正）

この学則の変更は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月13日改正）

- 1 この学則の変更は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条（学部学科及び学生定員）、第2条の2（教育研究上の目的）、第18条（授業科目）、第18条の2（教職課程）、第28条（卒業の必要単位数）及び第29条（卒業及び学士）の改正については、平成31年度以降に入学する者から適用し、平成30年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 2 情報学部情報デザイン学科及び国際情報学科は、平成30年度以前の入学者並びにこれらに相当する年次に編入学した者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 第2条（学部学科及び学生定員）の規定にかかわらず、収容定員は、平成31年度から平成33年度までの間、次のとおりとする。

経営学部

年度 区分	経営学部 収容定員			
	経営学科	スポーツ経営学科	心理経営学科	計
平成31年度	482 人	622 人	282 人	1,386 人
平成32年度	600	680	280	1,560
平成33年度	710	740	280	1,730

情報学部

年度 区分	情報学部 収容定員		
	情報デザイン学科	国際情報学科	計
平成31年度	364 人	244 人	608 人
平成32年度	244	164	408
平成33年度	122	82	204

附 則（令和元年12月6日改正）

この学則の変更は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月24日改正）

- 1 この学則の変更は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第2条（学部学科及び学生定員）の規定にかかわらず、収容定員は、令和3年度から令和5年度までの間、次のとおりとする。

経営学部

年度 区分	経営学部 収容定員			
	経営学科	スポーツ経営学科	心理経営学科	計
令和3年度	710 人	540 人	360 人	1,610 人
令和4年度	820	400	440	1,660
令和5年度	820	200	520	1,540

スポーツ科学部

年度 区分	スポーツ科学部収容定員
	スポーツ科学科
令和3年度	120 人
令和4年度	240
令和5年度	360

附 則（令和4年3月30日改正）

- 1 この学則の変更は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第2条（学部学科及び学生定員）の規定にかかわらず、収容定員は、令和4年度から令和6年度までの間、次のとおりとする。

経営学部

年度 区分	経 営 学 部 収 容 定 員			
	経 営 学 科	ホ ー ム 経 営 学 科	心 理 経 営 学 科	計
令和4年度	900 人	400 人	360 人	1,660 人
令和5年度	980	200	360	1,540
令和6年度	1,060	0	360	1,420

別表1 (第18条・第28条)

経営学部授業科目一覧表

基礎教育科目 (全学共通科目)

科目区分	授業科目名	配当年次	単位数			授業形態			備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
基礎教育科目	基礎ゼミナール	1	2			○			4単位選択必修
	情報処理基礎Ⅰ	1	2			○			
	情報処理基礎Ⅱ	1	2			○			
	コミュニケーションと音声表現	1		2		○			
	コミュニケーションと文章表現	1		2		○			
	防災・減災と生活A	1		2		○			
	防災・減災と生活B	1		2		○			
	教養講座A	1		2		○			
	教養講座B	1		2		○			
	教養講座C	1		2		○			
	教養講座D	1		2		○			
	教養講座E	1		2		○			
	教養講座F	1		2		○			
	教養講座G	1		2		○			
	教養講座H	1		2		○			
	高大連携プロジェクトA	1		2		○			
	高大連携プロジェクトB	1		2		○			
	英語Ⅰ	1		2		○			
	英語Ⅱ	1		2		○			
	英語Ⅲ	2		2		○			
	英語Ⅳ	2		2		○			
	中国語Ⅰ	1		2		○			
	中国語Ⅱ	1		2		○			
	中国語Ⅲ	2		2		○			
	中国語Ⅳ	2		2		○			
	コミュニケーション英語	1		4		○			
	英会話Ⅰ	2		2		○			
	英会話Ⅱ	2		2		○			
	海外研修A	1		2			○		
	海外研修B	1		2			○		
	海外研修C	1		2			○		
	心理学	1		2		○			
文学	1		2		○				
言語学	1		2		○				
日本国憲法	1		2		○				
法学	1		2		○				
社会学	1		2		○				
経済学	1		2		○				
産業史	1		2		○				
環境学	1		2		○				
数学	1		2		○				

科目区分	授業科目名	配当 年次	単位数			授業形態			備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
基礎 教育 科目	物 理 学	1		2		○			
	化 学	1		2		○			
	生 命 科 学	1		2		○			
	情 報 科 学	1		2		○			
	社 会 実 践 講 座 A	1		2			○		
	社 会 実 践 講 座 B	1		2			○		
	社 会 実 践 講 座 C	2		2			○		
	特 別 共 同 講 義	1		2		○			
	ス ポ ー ツ A	1		1				○	
	ス ポ ー ツ B	1		1				○	
	キ ャ リ ア デ ザ イ ン 概 論 A	1		2		○			
	キ ャ リ ア デ ザ イ ン 概 論 B	2		2		○			
	キ ャ リ ア デ ザ イ ン 講 座 I	2	2			○			
	キ ャ リ ア デ ザ イ ン 講 座 II	3	2			○			
	キ ャ リ ア デ ザ イ ン 講 座 III	3	2			○			
イ ン タ ー ン シ ッ プ A	1		2			○			
イ ン タ ー ン シ ッ プ B	1		2			○			

専門教育科目（専門基礎教育科目）

科目区分	授業科目名	配当年次	単位数			授業形態			備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習		
専 門 教 育 科 目	専 門 基 礎 教 育 科 目	経営学入門	1		2		○		8単位選択必修	
		簿記原理Ⅰ	1		2		○			
		簿記原理Ⅱ	1		2		○			
		現代経済学A	1		2		○			
		現代経済学B	1		2		○			
		経営管理総論	2		2		○			
		マーケティング論	2		2		○			
		財務会計論	2		2		○			
		データマネジメント基礎	2		2		○			
		統計学	2		2		○			
	専 門 基 礎 教 育 科 目	専 門 基 礎 教 育 科 目	統計調査論	3		2		○		経営学科 8単位選択必修
			経営戦略論	2		2		○		
			経営組織論	2		2		○		
			人的資源管理論	2		2		○		
			国際経営論	2		2		○		
			流通システム論	2		2		○		
			経営史	2		2		○		
			公共経済学	2		2		○		
			国際経済学	2		2		○		
			専 門 基 礎 教 育 科 目	専 門 基 礎 教 育 科 目	心理学概論A	1		2		
心理学概論B	1				2		○			
心理統計法	1				2		○			
心理調査法	3				2		○			
社会心理学	2				2		○			
臨床心理学概論	2				2		○			
人間関係論	2				2		○			
組織モチベーション論	2				2		○			
感性評価論	2				2		○			
心理評価論	2				2		○			

専門教育科目（経営学科専門科目）

科目区分	授業科目名	配当 年次	単 位 数			授業形態			備 考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習		
専 門 教 育 科 目	経 営 学 科	サプライチェーンマネジメント	2		2		○			
		観光マーケティング	2		2		○			
		広告マネジメント	2		2		○			
		財務管理論	2		2		○			
		企業ファイナンス	2		2		○			
		金融システム論	2		2		○			
		金融論	2		2		○			
		金融・証券市場論	2		2		○			
		高等簿記論	2		2		○			
		原価計算論	2		2		○			
		経営分析論	2		2		○			
		管理会計論	2		2		○			
		税務会計論	2		2		○			
		日本経済論	3		2		○			
		経済統計	3		2		○			
	企業法務	3		2		○				
	労働法	3		2		○				
	企業メセナ A	1		2		○				
	企業メセナ B	1		2		○				
	企業メセナ C	1		2		○				
	専 門 教 育 科 目	専 門 教 育 科 目	情報セキュリティ論	2		2		○		
			システムデザイン	2		2		○		
			コンテンツデザイン I	3		2		○		
			コンテンツデザイン II	3		2		○		
			グラフィックデザイン基礎	2		2			○	
			グラフィックデザイン応用	2		2			○	
			視覚表現技術	3		2			○	
			映像コンテンツ基礎	2		2			○	
			映像コンテンツ応用	2		2			○	
			アニメーション基礎	2		2			○	
			アニメーション応用	2		2			○	
			コンピュータデザイン基礎	1		2			○	
			コンピュータデザイン基礎演習	1		2			○	
			グラフィックデザイン基礎演習	2		2			○	
			グラフィックデザイン応用演習	2		2			○	
	専 門 教 育 科 目	専 門 教 育 科 目	マルチメディア基礎	2		2		○		
マルチメディア基礎演習			2		2		○			
プログラミング			2		2			○		
地域企業デザイン論			2		2		○			
N P O 論			2		2		○			
地域経営論			2		2		○			
地域経済学			2		2		○			
地域産業論 A			2		2		○			
地域産業論 B			2		2		○			
地域産業論 C	2		2		○					

経営学科
20単位選択必修

科目区分	授業科目名	配当 年次	単位数			授業形態			備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
専 門 教 育 科 目	農 業 政 策 論	2		2		○			
	都 市 マ ネ ジ メ ン ト	2		2		○			
	地 域 観 光 文 化 論	2		2		○			
	地 方 財 政 論	2		2		○			
	地 方 自 治 論	2		2		○			
	地 域 社 会 と 法	2		2		○			
	民 法 A	2		2		○			
	民 法 B	2		2		○			
	行 政 法	2		2		○			
	地 域 学	2		2		○			
	地 域 政 策 論	2		2		○			
	ス ポ ー ツ 産 業 論	1		2		○			
	ス ポ ー ツ 経 済 学	1		2		○			
	ス ポ ー ツ 用 品 論	2		2		○			
	ス ポ ー ツ マ ネ ジ メ ン ト 論	2		2		○			
	ス ポ ー ツ ジャーナリズム論	3		2		○			
	デ ー タ サ イ エ ン ス 基 礎	3		2		○			
	デ ー タ サ イ エ ン ス 基 礎 実 践	3		2			○		
	企 業 メ セ ナ D	1		2		○			
	企 業 メ セ ナ E	1		2		○			
企 業 メ セ ナ F	1		2		○				
経 営 学 特 殊 講 義 A	2		2		○				
経 営 学 特 殊 講 義 B	2		2		○				
経 営 学 特 殊 講 義 C	2		2		○				
経 営 学 特 殊 講 義 D	2		2		○				

専門教育科目（心理経営学科専門科目）

科目区分	授業科目名	配当 年次	単位数			授業形態			備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
専門教育科目	感性マーケティング	2		2		○			心理経営学科 20単位選択必修
	多文化理解	2		2		○			
	シンボルと人間行動	2		2		○			
	人間価値と記号	3		2		○			
	組織心理学	2		2		○			
	性格心理学	2		2		○			
	認知心理学	2		2		○			
	知覚心理学	2		2		○			
	説得の心理学	2		2		○			
	心理療法概論	2		2		○			
	心理学研究法	2		2		○			
	消費者心理学	3		2		○			
	学習心理学	3		2		○			
	心理検査法	3		2		○			
	心理学基礎実験A	3		2			○		
	心理学基礎実験B	3		2			○		
	心理カウンセリング概論	3		2		○			
	心理カウンセリング演習	3		2			○		
	心理学課題演習	4		2			○		
	保育原理	1		2		○			
	子ども家庭福祉	1		2		○			
	社会福祉	1		2		○			
	子ども家庭支援論	1		2		○			
	社会的養護I	2		2		○			
	保育者論	1		2		○			
	保育の心理学	1		2		○			
	子ども理解	3		2		○			
	保育内容（健康）	2		1			○		
	保育内容（人間関係）	2		1			○		
	保育内容（環境）	2		1			○		
	保育内容（言葉）	2		1			○		
	保育内容（表現）	2		1			○		
	音楽基礎	1		1			○		
	音楽（実技A）	2		1			○		
	音楽（実技B）	3		1			○		
	保育内容の理解と方法（言葉）	1		1			○		
保育内容の理解と方法（音楽）	2		1			○			
保育内容の理解と方法（造形）I	1		1			○			
保育内容の理解と方法（造形）II	3		1			○			
保育内容の理解と方法（身体）I	2		1			○			
保育内容の理解と方法（身体）II	3		1			○			
子育て支援	2		1			○			
地域福祉論	4		2		○				
子どもと言葉	3		2		○				
スポーツ保育	1		2		○				

科目区分	授業科目名	配当 年次	単 位 数			授業形態			備 考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
専 門 教 育 科 目	心 理 経 営 学 科 専 門 科 目	子どものスポーツ遊び	2		2		○		
		リ ト ミ ッ ク	1		2		○		
		子どもスポーツ論	2		2		○		
		スポーツ保育指導法Ⅰ	2		2		○		
		スポーツ保育指導法Ⅱ	2		2		○		
		スポーツ保育指導法Ⅲ	3		2		○		
		スポーツ保育実習	3		1				○
		心理経営学特殊講義A	2		2		○		
		心理経営学特殊講義B	2		2		○		
		心理経営学特殊講義C	3		2		○		
		心理経営学特殊講義D	4		2		○		

専門教育科目（全学共通科目）

科目区分	授業科目名	配当年次	単位数			授業形態			備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
専門教育科目	全学共通科目	専門演習 A	2		2			○	8単位選択必修
		専門演習 B	2		2			○	
		専門演習 C	2		2			○	
		専門演習 D	2		2			○	
		専門演習 E	2		2			○	
		専門演習 F	2		2			○	
		専門演習 G	2		2			○	
		専門演習 H	2		2			○	
		専門ゼミナール I	3		2			○	
		専門ゼミナール II	3		2			○	
	卒業研究	4		4			○		
	科目目	科目目	日本語 I	1		※2		○	留学生用
			日本語 II	1		※2		○	
			日本語 III	2		※2		○	
			日本語 IV	2		※2		○	
			日本語文章表現 I	1		2		○	
			日本語文章表現 II	1		2		○	
			ビジネス日本語 I	3		※2		○	
ビジネス日本語 II			3		※2		○		

(注) ※印の科目は、留学生必修。

別表2 (第18条・第28条)

スポーツ科学部授業科目一覧表

基礎教育科目 (全学共通科目)

科目区分	授業科目名	配当年次	単位数			授業形態			備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
基礎教育科目	基礎ゼミナール	1	2			○			4単位選択必修
	情報処理基礎Ⅰ	1	2			○			
	情報処理基礎Ⅱ	1	2			○			
	コミュニケーションと音声表現	1		2		○			
	コミュニケーションと文章表現	1		2		○			
	防災・減災と生活	1		2		○			
	教養講座A	1		2		○			
	教養講座B	1		2		○			
	教養講座C	1		2		○			
	高大連携プロジェクトA	1		2		○			
	高大連携プロジェクトB	1		2		○			
	英語Ⅰ	1		2		○			
	英語Ⅱ	1		2		○			
	英語Ⅲ	2		2		○			
	英語Ⅳ	2		2		○			
	中国語Ⅰ	1		2		○			
	中国語Ⅱ	1		2		○			
	中国語Ⅲ	2		2		○			
	中国語Ⅳ	2		2		○			
	コミュニケーション英語	1		4		○			
	英会話Ⅰ	2		2		○			
	英会話Ⅱ	2		2		○			
	海外研修	1		2			○		
	心理学	1		2		○			
	文学	1		2		○			
	言語学	1		2		○			
	日本国憲法	1		2		○			
	法学	1		2		○			
	社会学	1		2		○			
	経済学	1		2		○			
	産業史	1		2		○			
	環境学	1		2		○			
	数学	1		2		○			
物理学	1		2		○				
化学	1		2		○				
生命科学	1		2		○				
情報科学	1		2		○				
社会実践講座A	1		2			○			
社会実践講座B	1		2			○			
特別共同講義	1		2		○				

科目区分	授業科目名	配当 年次	単位数			授業形態			備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習		
基礎 教育 科目	全学 共通 科目	スポーツ A	1		1				○	
		スポーツ B	1		1				○	
		キャリアデザイン概論 A	1		2		○			
		キャリアデザイン概論 B	2		2		○			
		キャリアデザイン講座 I	2	2			○			
		キャリアデザイン講座 II	3	2			○			
		キャリアデザイン講座 III	3	2			○			
		インターンシップ A	1		2			○		
		インターンシップ B	1		2			○		

専門教育科目（スポーツ科学科専門科目）

科目区分	授業科目名	配当年次	単位数			授業形態			備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
専門教育科目	スポーツ科学入門	1	2			○			
	スポーツと教育	1	2			○			
	ライフステージ運動論	1	2			○			
	からだ気づき	1		2		○			
	トレーニング科学	1		2		○			
	体力学概論	1		2		○			
	ストレスと健康の科学	1		2		○			
	スポーツ文化論	1		2		○			
	教育原理	1		2		○			
	健康情報学	1		2		○			
	運動生理学	2	2			○			
	スポーツ文化史	2	2			○			
	スポーツバイオメカニクス	2	2			○			
	子どもスポーツ論	2		2		○			
	体育原理	2		2		○			
	運動方法学	2		2		○			
	スポーツ心理学	2		2		○			
	スポーツ医学	2		2		○			
	公衆衛生学	2		2		○			
	女性とスポーツ	2	2			○			
	体育測定法	2	2			○			
	機能解剖学	2		2		○			
	スポーツ栄養学	2		2		○			
	ヘルスプロモーション概論	2		2		○			
	生理心理学	2		2		○			
	学校保健	2		2		○			
	武道論	2		2		○			
	レクリエーション論	2		2		○			
	スポーツ経営管理論	2		2		○			
	スポーツコーチング論	3	2			○			
	スポーツ社会学	3	2			○			
	加齢と老化の科学	3		2		○			
フィットネス概論	3		2		○				
コンディショニング演習	3		2			○			
スポーツ人類学	3		2		○				
ダンスと教育	3		2		○				
アダプテッドスポーツ論	3		2		○				
スポーツビジネス論	3		2		○				
地域スポーツ政策論	3		2		○				
救急処置法	3	2			○				
アスレティックトレーニング論	3		2		○				
運動生理学実験演習	3		2			○			
臨床心理学	3		2		○				
スポーツマーケティング論	3		2		○				

科目区分	授業科目名	配当年次	単位数			授業形態			備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
専門教育科目	スポーツ行政論	3		2		○			2単位選択必修
	スポーツイベント企画運営	3		2		○			
	スポーツデータ解析	3		2		○			
	トレーニング演習	4		2			○		
	リハビリテーション論	4		2		○			
	認知動作型トレーニング演習	4		2			○		
	スポーツパフォーマンスの分析	4		2		○			
	スポーツイベント企画運営演習	4		2			○		
	スポーツデータ解析演習	4		2			○		
	保健体育科教育法Ⅰ	2		2		○			
	保健体育科教育法Ⅱ	3		2		○			
	保健体育科教育法Ⅲ	3		2		○			
	保健体育科教育法Ⅳ	4		2		○			
	水泳	2		1				○	
	球技（バスケットボール）	2		1				○	
	武道（柔道）	2		1				○	
	体づくり運動	2		1				○	
	陸上競技	2		1				○	
	ダンス	2		1				○	
	器械運動	3		1				○	
球技（サッカー）	3		1				○		
球技（バレーボール）	3		1				○		
球技（テニス）	3		1				○		
野外活動実習	4		1				○		
スポーツ科学特殊講義A	2		2		○				
スポーツ科学特殊講義B	2		2		○				

専門教育科目（全学共通科目）

科目区分	授業科目名	配当年次	単位数			授業形態			備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
専門教育科目	全学共通科目	専門演習A	2		2			○	8単位選択必修
	専門演習B	2		2			○		
	専門演習C	2		2			○		
	専門演習D	2		2			○		
	専門ゼミナールⅠ	3		2			○		
	専門ゼミナールⅡ	3		2			○		
	卒業研究	4		4			○		

教職関連科目

科目区分	授業科目名	配当年次	単位数			授業形態			備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
教職 関 連 科 目	教職入門（教師論）	1			2	○			
	教育社会学	1			2	○			
	教育心理学	3			2	○			
	特別支援教育総論	1			2	○			
	教育課程と方法	2			2	○			
	道徳教育	1			2	○			
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2			2	○			
	教育方法論	2			2	○			
	情報通信技術の活用	3			1	○			
	生徒指導	3			2	○			
	教育相談	3			2	○			
	進路指導	3			2	○			
	事前事後指導	3・4			2		○		
	教育実習Ⅰ	4			2			○	
	教育実習Ⅱ	4			4			○	
教職実践演習（中・高）	4			2		○			

(注) 教職関連科目は、卒業要件単位に算入しない。

別表3（第18条の3）

保 育 士 に 関 する 科 目 一 覧 表

科目区分	授 業 科 目 名	配当 年次	単位数			授業形態			備 考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
保 育 士 に 関 す る 科 目	教 育 原 理 （ 保 育 ）	1			※2	○			
	子ども家庭支援の心理学	1			※2	○			
	子 ど も の 保 健	1			※2	○			
	子 ど も の 食 と 栄 養	2			※2		○		
	保 育 の 計 画 と 評 価	2			※2	○			
	保 育 内 容 総 論	1			※1		○		
	乳 児 保 育 I	2			※2	○			
	乳 児 保 育 II	2			※1		○		
	子 ど も の 健 康 と 安 全	1			※1		○		
	障 が い 児 保 育	2			※2		○		
	社 会 的 養 護 II	3			※1		○		
	保 育 実 習 I （ 保 育 所 ）	3			※2			○	
	保 育 実 習 I （ 施 設 ）	3			※2			○	
	保 育 実 習 指 導 I （ 保 育 所 ）	2			※1		○		
	保 育 実 習 指 導 I （ 施 設 ）	3			※1		○		
	保 育 実 践 演 習	4			※2		○		
	保 育 実 習 II （ 保 育 所 ）	3			2			○	
	保 育 実 習 III （ 施 設 ）	4			2			○	
保 育 実 習 指 導 II （ 保 育 所 ）	3			1		○			
保 育 実 習 指 導 III （ 施 設 ）	4			1		○			

（注）保育士に関する科目は、卒業要件単位に算入しない。
 ※印の科目は、保育士養成課程履修者必修。